

第六号様式別表五の六の三(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

給与等の支給額が増加した場合の
付加価値額の控除に関する明細書
(第1号
法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業)
第4号

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③	
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人			
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
継続雇用者給与等支給額 (㉔の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④－⑤(マイナスの場合は0)	⑥	円
継続雇用者比較給与等支給額 (㉔の2)又は(㉔の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥／⑤(⑤=0の場合は0)	⑦	
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算					
雇用者給与等支給額 ⑮	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑲	⑪	円
比較雇用者給与等支給額 ㉔	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉔	⑫	
雇用者給与等支給増加額 ⑧－⑨(マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑪－⑫(マイナスの場合は0)	⑬	
			控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑬のうち少ない金額)	⑭	
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算					
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑮	⑮の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 ⑮	⑯のうち雇用安定助成金額 ⑮	雇用者給与等支給額 ⑮－⑯+⑰(マイナスの場合は0)	調整雇用者給与等支給額 ⑮－⑯(マイナスの場合は0)	
円	円	円	円	円	
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は 前連結事業年度 ⑳	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ㉑	㉑の給与等に充てるため他 の者から支払を受ける金額 ㉑	㉑のうち雇用安定助成金額 ㉑	適用年度の月数 ㉑の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ㉑	
：	円	円	円		
比較雇用者給与等支給額 (㉑－㉒+㉓)×㉔(マイナスの場合は0)			㉔	円	
調整比較雇用者給与等支給額 (㉑－㉒)×㉔(マイナスの場合は0)			㉔		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等 前一年事業年度特定期間等		
		1	2 3		
事業年度等又は連結事業年度等	㉕		：	：	：
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉖	円	円	円	
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額	㉗				
同上のうち雇用安定助成金額	㉘				
差引 ㉖－㉗+㉘	㉙				
適用年度の月数 (㉙の3)の月数	㉚				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㉙又は(㉙×㉚)	㉛			円	
労働者派遣等をした法人の計算					
報酬給与額 別表5の3㉜	㉜	円	㉜と(㉜×75%)のうち少ない金額	㉝	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3㉞	㉞		控除対象額 ⑭×㉞／(㉞+㉟)	㉟	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3㊱	㉟				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算					
⑪のうち所得等課税事業に係る額 又は⑪×㉛／㉜	㉛	円	国内における所得等課税 事業に係る期末の従業者数	㉜	人
⑪のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑪×㉞／㉞	㉞		国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業者数	㉞	
⑪のうち特定ガス供給業に係る額 又は⑪×㉟／㉟	㉟		国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業者数	㉟	
控除対象額 ⑭×㉛／⑪、㉞×㉛／⑪、⑭×㉞ ／⑪、㉞×㉞／⑪、⑭×㉟／⑪又は㉞×㉟／⑪	㉟		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数	㉟	
付加価値額から控除する額の計算					
報酬給与額 別表5の2①	㉟	円	雇用安定控除調整率 (㉟－㊱)／㉟	㊱	
雇用安定控除額 別表5の2②	㊱		付加価値額からの控除額 ⑭×㉟、㉞×㉟又は㉟×㉟	㊱	円

第6号様式別表5の6の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項(同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法附則第9条第13項(同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定による控除を受ける場合(令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。)に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「

第1号
法第72条の2第1項
第3号
第4号

に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。
- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額^㉑」から「付加価値額からの控除額^㉒」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 4 「適用可否^③」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。
 - (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額^①」の欄の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数^②」の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合(同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。)
 - (2) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額^①」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数^②」の数が1,000人未満である場合
- 5 「前事業年度又は前連結事業年度^㉓」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度(租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
 - (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額^㉔」から「^㉔のうち雇用安定助成金額^㉕」までの各欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度(同号イの前事業年度を除く。)又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結事業年度を除く。)の損金の額に算入される給与等(租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。)の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

- 適用年度の月数
- (2) 「 $\frac{\text{②①の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}{\text{②②}}$ 」の欄 欄中「②①の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (3) 「比較雇用者給与等支給額②③」の欄 欄中「 $\text{②①} - \text{②②} + \text{②③}$ 」とあるのは、「 $(\text{②①} + (\text{②①の外書})) - (\text{②②} + (\text{②②の外書})) + (\text{②③} + (\text{②③の外書}))$ 」として計算すること。
- (4) 「調整比較雇用者給与等支給額②④」の欄 欄中「 $\text{②①} - \text{②②}$ 」とあるのは、「 $(\text{②①} + (\text{②①の外書})) - (\text{②②} + (\text{②②の外書}))$ 」として計算すること。
- 6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「比較雇用者給与等支給額②③」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額②④」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号ロに掲げる金額を記載すること。
- 7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等②①」の「前事業年度等2」の月数とが同じ場合 「事業年度等又は連結事業年度等②①」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額②③」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は、記載しないこと。
- (2) 「事業年度等又は連結事業年度等②①」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合 「継続雇用者に対する給与等の支給額②⑤」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額②③」までの「前事業年度等2」の各欄は、記載しないこと。
- (3) 「事業年度等又は連結事業年度等②①」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合 「事業年度等又は連結事業年度等②①」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額②③」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額②③」の「前事業年度等2」の欄には「差引②⑥」の「前事業年度等2」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。
- 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額②⑤」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。
- 9 「②①のうち所得等課税事業に係る額又は $\text{②①} \times \text{②④} / \text{②⑤}$ ②③」の欄は、「調整雇用者給与等支給額②①」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る額を記載すること。

- 10 「⑪のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑪×④④／④⑤ ④⑥」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。)に係る額を記載すること。
- 11 「⑪のうち特定ガス供給業に係る額又は⑪×④⑤／④⑥ ④⑦」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。)に係る額を記載すること。
- 12 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数④⑧」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数④⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数④⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数④⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)を合計した数を記載すること。
- (1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。)を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合
- (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合
- (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合